

## 支払方法について

### 1 納入通知書による支払

「写しの作成に要する費用」（複写等料金）は、県からお送りする「納入通知書」によりお支払いいただき、「写しの送付に要する費用」（郵送料金）分の切手を貼付した返信用封筒をお送りください。

「納入通知書」は、決定通知書と併せてお送りしますので、納入通知書裏面に記載の金融機関窓口にて御提出いただき、お支払いください。

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、みずほ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、大分銀行、鹿児島銀行、南日本銀行、九州労働金庫及び熊本県信用組合

○ 下記の金融機関の本店・支店等で宮崎県内に所在するもの  
信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会

その際、窓口から渡される領収証又はその写しを決定通知書記載の送付先（県民情報センター又は各出先機関）までお送りください。領収証原本をお送りいただいた場合は、確認後、公文書の写しをお送りするときにお返しいたします（領収証の写しをお送りいただいた場合は、お返ししませんので、御了承願います。）。

※ 県外在住の方で納入通知書による支払いを希望される場合は、公文書開示請求書（保有個人情報開示請求書）に「納入通知書希望」と明記してください。

### 2 現金書留又は郵便為替を希望する場合

「写しの作成に要する費用」（複写等料金）分の現金書留又は郵便為替（切手不可）及び「写しの送付に要する費用」（郵送料金）分の郵便切手を貼付した返信用封筒をお送りください。

おつりが出ないように御用意願います。

#### ① 現金書留にかかる料金

- 基本料金＋480円（損害要償額1万円まで）  
※ さらに5千円ごとに＋11円

#### ② 普通為替にかかる料金

- 5万円未満 550円
- 5万円以上 770円

#### ③ 定額小為替にかかる料金

- 定額小為替1枚につき200円（全金種共通）  
※ 定額小為替証書は以下の12種類です。  
50円、100円、150円、200円、250円、300円、350円、400円、450円、500円、750円、1,000円
- 支払い参考例

【例1】普通郵便による送付を希望する場合  
複写料金10円、郵便料金110円 合計120円  
⇒ 定額小為替100円を1枚＋20円分の郵便切手を貼付した返信用封筒

【例2】簡易書留による送付を希望する場合  
複写料金280円、郵便料金180円、手数料350円 合計810円  
⇒ 定額小為替750円を1枚＋60円分の郵便切手を貼付した返信用封筒

※ 郵便料金は令和6年10月1日以降の金額です。